

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟

役員報酬規約

制定 2010年6月1日 総会

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号並びに公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下「JHF」という。）定款第29条の規定に基づき、JHFの役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、JHFを主たる勤務場所とし、JHFの業務に年間を通じて平均週3日以上一日平均5時間以上勤務する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員報酬は、常勤役員数に関わらず総額年間360万円を超えない範囲で支給することができる。

- 2 非常勤役員がJHFの職務に関わる理事会・委員会・催事・外部会合等に参加した場合には、別表に基づく日当を支給する。
- 3 役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 役員の退任にあたっては、退任慰労金を支給しない。

(報酬の支払方法)

第4条 常勤役員報酬は、その月の締め日20日までの月額的全額を締め日の属する月の25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときはその前日に支給する。

- 2 第3条第2項の報酬については、出席時に支給する。
- 3 前1項2項に関わらず当該役員が報酬支給を自己の指定する金融機関口座への振込みを申出た場合には、その方法によって支払うことができる。

4 報酬支払を受ける役員から、報酬の減額または辞退の申出がある時はそれに従う。

(役員報酬の決定基準)

第5条 常勤役員の役員報酬は、第3条第1項の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 非常勤役員(監事を除く)の報酬は、第3条第2項の範囲内において、その年度予算、職務等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(日割計算)

第6条 新たに常勤役員になった者には、その日から役員報酬(通勤手当を除く。以下この条において同じ。)を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの役員報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの役員報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により役員報酬を支給する場合にあって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の月末まで支給するとき以外のときは、その役員報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日、祝日及び振替休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(端数の処理)

第7条 この規約により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用)

第8条 JHFは、役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、公共交通機関利用時の運賃を通勤手当として支給する。

(公表)

第9条 JHFは、この規約をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規約の改正は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規約の実施に関し理事に関わる報酬について必要な事項は、理事会で別に定める。

2 監事は、総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

附則

この規約は、JHFの公益社団法人設立登記のあった日(2011年4月1日)から施行する。

別表 非常勤役員報酬

① 委員会・理事会、総会等出席時の報酬	都度5,000円を超えない 範囲で支給 (監事は5,000円を支給)
② 競技会、イベント、研修会、講習会等出席時の報酬 *ただし、上記委員会等と同日開催の場合は適用しない。	都度5,000円を超えない 範囲で支給
③ 研修会、講習会における講師としての報酬 *ただし、上記2項と同時開催の場合には講師としての報酬のみとする。	都度20,000円を超えない 範囲で支給